施設運転管理業務仕様書

1　総則

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（「乙」という。）は、この仕様書に定めるもののほか、契約書に基づき、業務を履行しなければならない。

2　目的

本仕様書は、甲が管理する浄水場及び場内外の取水井戸、並びに配水場（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、水道事業の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

3　業務範囲

本業務は、浄水場等の施設設備機器の運転・監視操作・巡視点検・記録を行うことを業務範囲とする。なお、詳細については特記仕様書による。

4　対象施設

業務の対象施設は、特記仕様書による。

5　施設の運転日及び運転時間

業務対象施設の運転日及び運転時間は、特記仕様書による。

6　法令遵守

業務の履行にあたり、水道法及びその他関連法令等を遵守し、適切な運転管理をするとともに、水道事業の使命を十分に認識しなければならない。

7　業務従事者の要件

業務の履行にあたっては、業務従事者は次の要件を有するものとする。

（１）管理技術者（総括）は、水道施設の運転管理に精通した者を配置しなければならない。また、管理技術者（総括）は、特記仕様書に定める資格等を有すること。

（２）その他従事者は、水道施設の運転管理の経験者を配置しなければならない。やむを得ない事由等により未経験者を配置しなければならない場合は、十分な教育を実施し、甲の承諾を得た上で、業務に従事させるものとする。

8　提出書類

（１）契約締結後、準備期間終了までに提出する書類

・　業務着手届

・　業務履行計画書

・　管理技術者届（総括）（雇用及び資格等証明を含む。）
・　業務従事者一覧表（資格等証明含む）
・　細菌検査成績書等（健康診断の項目及び時期についは、特記仕様書による。）
・　初月の勤務予定表

（２）定期報告書
・　業務日誌（甲と共有）
・　業務日誌（月まとめ）（甲と共有）
・　日報、月報、年報（甲と共有）
・　業務報告書（月報）
・　勤務実績表（月分）
・　勤務予定表（次月分）

（３）随時提出する書類
・　細菌検査成績書等（健康診断の項目及び時期についは、特記仕様書による。）
・　打合せ議事録
・　その他甲が指示する書類

9　業務履行計画書

乙の策定する業務履行計画書には、次の事項について記載するものとする。

（１）業務概要に関すること
業務方針並びに業務の概要

（２）現場組織に関すること
組織表、業務分担表、緊急時の体制及び連絡事項

（３）業務工程に関すること
業務工程表（年度別）及び勤務計画表

（４）安全衛生管理に関すること
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、安全衛生管理組織表

（５）保全、保安教育に関すること
保全、保安教育の内容及び教育実施予定表

（６）各種報告書様式

（７）その他必要事項

10　守秘義務

当該施設、当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。このことは、契約終了後及び契約解除後においても同様とする。

11　管理技術者（総括）の選任及び職務

乙は、管理技術者（総括）を定め、氏名その他必要事項を甲に届出するものとし、変更したときも同様とする。

管理技術者（総括）は、現場の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故防止に努めること。

また、業務の目的、内容を十分に理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり、適正かつ円滑な遂行を図ること。

12　施設の一般管理

施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。

13　事務室等の利用

乙は、甲の承諾を得て、甲の水道施設内の一部を事務室等として使用することができる。この場合において乙は、善良なる維持管理を行わなければならない。

事務室等の使用期間中、乙の原因により汚損などがあった場合は、乙の負担により現状の回復をしなければならない。

業務に直接係る事務室等の使用に伴う電気、ガス、水道等は、供与するものとするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

14　貸与品

乙は、業務を履行するうえで必要となる設計図書、完成図書、取扱説明書、専用計測機器、備品、特殊工具等（以下「使用機器等」という。）を甲の承諾を得て、無償で使用することができる。

乙は、使用機器等の内、貸与品および定期使用品については、台帳を作成し、不定期な使用品については、使用の都度甲に報告するものとする。

また、乙の過失によりこれら使用機器等に、毀損、盗難、紛失等があった場合は、甲に弁償しなければならない。なお、甲の所持する自家用車はこれに含まれないものとし、鍵類は複製しないものとする。

15　乙の費用負担

次に掲げる費用は、乙の負担とする。

（１）乙が専ら使用する什器、備品、事務機、事務用消耗品

（２）報告用紙及び記録用紙費（共有を除く）
（３）汎用工具類及び簡易計測器類
（４）水源管理用、連絡用自動車類及びこれに必要な燃料費
（５）業務履行計画書による実施事項

16　甲の費用負担

次に掲げる費用は、甲の負担とする。
（１）業務に直接係る電気・水道等光熱費
（２）業務に直接係る薬品費
（３）機器等の修理費用
（４）水質測定用試薬
（６）記録用紙費（共有用）

17　業務の引継ぎ

業務従事者間（甲と乙の間の運転業務従事者も含む）の引継ぎは、管理引継日誌により行うものとし、必要があるときには、現場において補足説明を行う等の万全を期さなければならない。

なお、管理引継日誌は、甲の共用様式とする。

18　緊急時の対応

乙は、大雨、台風、地震、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合には、その状況を甲に報告するとともに、対応を協議しなければならない。なお、緊急時の運転等について甲が指示（口頭）した場合は、甲の指示に従って運転方法の変更並びに、その他対応措置を行うものとする。

19　事故の報告

乙は、業務履行中に事故が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲に緊急の報告（口頭）するものとする。その際、甲より指示（口頭）があった場合には、その指示に従い対応措置等を行うものとする。

また、発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等を速やかに甲に報告するものとする。

20　故障の対応

乙は、業務履行中に施設、設備、機器類に故障が発生した場合、直ちに調査・点検・復旧等必要な措置を講じるとともに、甲に緊急の報告（口頭、軽微なものを除く。）するものとする。その際、甲より指示（口頭）があった場合には、その指示に従い対応措置等を行うものとし、修繕工事等が必要な場

合は、甲が実施するものとする。

また、発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等を速やかに甲に報告するものとする。

21　施設の保全

業務の実施にあたっては、既存の構造物等に損傷を与えないようにしなければならない。乙の過失により損傷等を与えた場合は、甲に報告し、協議のうえ乙の責任において復旧しなければならない。

22　火災の防止

乙は、施設及び諸室の火災の発生を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

また、万が一の火災発生に備えて、施設内に設置した消火器等の位置を把握しておくとともに、消火訓練等の教育を実施しておくものとする。

23　不法侵入防止

乙は、業務履行中、当該施設への不法侵入を防止するため、十分な監視及び施錠の徹底に努めなければならない。

24　業務従事者の服装、態度等

業務従事者は、安全かつ清潔で統一した服装を着用するものとし、訪問者及び電話等の対応においては、相手に不快感を与えないなど、態度等には注意をしなければならない。

25　業務従事者の資質の向上

乙は、この業務に精通した業務従事者の育成を図り、資質・技術向上に努めなければならない。業務従事者は、常に施設の状態、状況を正確に把握して業務を遂行しなければならない。

26　疑義等

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

特記仕様書

1　業務範囲

施設運転管理業務仕様書の規定に基づく業務範囲は以下のとおりとする。

（１）浄水場の各設備、機器類の運転

北部浄水場中央監視室に設置された監視装置等で、浄・配水場及び水源の各設備、機器類（「施設概要」参照）の運転状況を監視するとともに、適切な水質・水位・水量・圧力等が確保されるよう運転を行うこと。

（２）浄水場の各設備、機器類の点検

以下の点検頻度で北部浄水場内及び場外水源を巡回し、管理日誌に基づき、各設備、機器類の巡視保守点検を行い記録すること。

・　昼間時間　１回

・　夜間時間　２回

（３）浄水場の水質管理

ア　巡回による管理

以下の点検頻度で北部浄水場内を巡回し、管理日誌に基づき、残留塩素、色・濁度、処理状態等を直接測定及び確認し記録すること。

・　昼間時間　１回

・　夜間時間　２回

イ　連続計器による管理

北部浄水場中央監視室に設置された監視装置等で、各施設の水質計器の監視を行うこと。

（４）各施設の水量等調整

北部浄水場中央監視室に設置された監視装置等で、浄・配水場の水量等を調整し、適切な運用を図ること。

（５）日報、日誌集計表への記入

北部浄水場中央監視室に設置された監視装置等で、浄・配水場及び水源の巡回点検記録を日報及び日誌集計表へ記入すること。

（６）北部浄水場の防犯管理

北部浄水場事務室に設置された防犯監視装置にて、不法侵入者の監視を行うこと。また、インターホンにて来場者の確認を行い、門扉の開閉錠を行うこと。

（７）停電時の対応

停電が発生した場合は、その対応と復電操作を行うこと。

（８）電話等の対応

緊急の連絡、市民からの苦情等の連絡があった場合は、関係各所への連絡、その他必要な措置を講じる等の対応を行うこと。

２　業務対象施設と概要

業務の対象施設は、次のとおりとする。

各施設の概要は、別添「施設概要」のとおり。

（１）直接運転監視施設

・北部浄水場及び水源（安城市浜屋町宮西３３番地他）

（２）遠方運転監視施設

・南部浄水場及び水源（安城市和泉町東山４０番地他）

・中部配水場（安城市東新町１番地１）

３　施設の運転日

（１）運転日

乙が行う各施設の運転日は、別添「業務委託施設運転日」のとおりとする。

（２）運転時間

・昼間運転時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで

・夜間運転時間：午後５時１５分から翌日午前８時３０分まで

（３）その他

施設の運転にあたっては、安全上単独では行わないものとする。また、業務履行中は、必ず管理技術者を配置するものとする。

４　管理技術者（総括）の資質

管理技術者は次のいずれかの用件を満たす者でなければならない。

（１）水道浄水施設管理技士２級の資格

（２）凝集沈澱急速ろ過方式の浄水場において３年以上運転管理業務の経験を有する者

５　健康診断の項目及び時期（回数）

（１）項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌 O157 以上の５項目

（２）時期（回数）

２月、７月、８月、９月（年４回）

平成２３年度　業務委託施設運転日

月	委託／日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数
10月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間	○	○						○	○	○					○	○						○	○						○	○		11
11月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃		30
	運転日	昼間			○		○	○						○	○						○	○			○			○	○					10
12月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間			○	○						○	○						○	○					○	○	○				○	○	○	12
1月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間	○	○	○				○	○	○					○	○						○	○						○	○			12
2月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂			29
	運転日	昼間				○	○						○	○						○	○						○	○						8
3月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間			○	○						○	○						○	○		○				○	○						○	10
合計	運転日	夜間																																183
	運転日	昼間																																63

平成２４年度　業務委託施設運転日

月	委託／日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数
4月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃		30
	運転日	昼間	○						○	○						○	○						○	○						○	○	○		10
5月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間			○	○	○	○						○	○						○	○						○	○					10
6月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂		30
	運転日	昼間		○	○						○	○						○	○						○	○						○		9
7月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間	○						○	○						○	○	○					○	○						○	○			10
8月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間				○	○						○	○						○	○						○	○						8
9月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂		30
	運転日	昼間	○	○						○	○						○	○	○					○	○						○	○		11
10月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間						○	○	○					○	○						○	○						○	○				9
11月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃		30
	運転日	昼間			○	○						○	○						○	○					○	○	○							9
12月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間	○	○						○	○						○	○						○	○	○					○	○	○	12
1月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間	○	○	○		○	○						○	○	○					○	○						○	○					12
2月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃				28
	運転日	昼間		○	○						○	○	○					○	○						○	○								9
3月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間		○	○						○	○						○	○			○			○	○						○	○	11
合計	運転日	夜間																																365
	運転日	昼間																																120

平成２５年度　　業務委託施設運転日

月	委託／日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数
4月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂		30
	運転日	昼間						○	○						○	○						○	○						○	○	○			9
5月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間			○	○	○	○					○	○						○	○						○	○						10
6月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃		30
	運転日	昼間	○	○						○	○						○	○						○	○						○	○		10
7月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間						○	○						○	○	○					○	○						○	○				9
8月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間			○	○						○	○						○	○						○	○						○	9
9月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃		30
	運転日	昼間	○						○	○						○	○	○					○	○	○					○	○			11
10月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間					○	○						○	○	○					○	○						○	○					9
11月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂		30
	運転日	昼間		○	○	○					○	○						○	○						○	○						○		10
12月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間	○						○	○						○	○						○	○	○					○	○	○	○	12
1月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間	○	○	○	○	○						○	○	○					○	○						○	○						12
2月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂				28
	運転日	昼間	○	○						○	○		○				○	○						○	○									9
3月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間	○	○						○	○						○	○					○	○	○						○	○		11
合計	運転日	夜間																																365
	運転日	昼間																																121

平成２６年度　　業務委託施設運転日

月	委託／日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数
4月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃		30
	運転日	昼間					○	○						○	○						○	○						○	○		○			9
5月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間			○	○	○	○				○	○						○	○						○	○						○	11
6月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂		30
	運転日	昼間	○						○	○						○	○						○	○						○	○			9
7月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	31
	運転日	昼間					○	○						○	○						○	○	○					○	○					9
8月	運転日	夜間	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	31
	運転日	昼間		○	○						○	○						○	○						○	○						○	○	10
9月	運転日	夜間	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃	⊂	⊃			29
	運転日	昼間						○	○						○	○	○					○	○		○				○	○				10
合計	運転日	夜間																																182
	運転日	昼間																																58

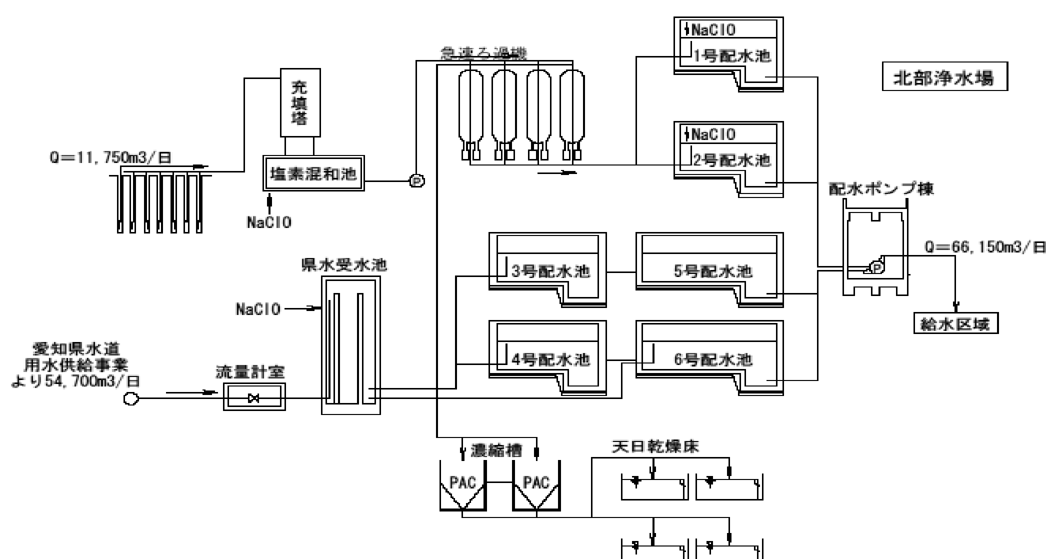
施　設　概　要

1　北部浄水場　　安城市浜屋町宮西３３番地

［施設能力　６６，１５０m³/日］

種　　別	設 備 等 名 称	規　　　　模
土　　地	敷　　　　地	20,276㎡
建　　物	中 央 管 理 棟	ＲＣ造　二階建　638㎡
	管理棟・ポンプ室	ＲＣ造　一部二階建　1,074㎡
	薬 品 注 入 棟	ＲＣ造　68㎡
	３号発電機室棟	ＲＣ造　126㎡
	混 和 池 上 屋 棟	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造　96㎡
取水施設	第　７　水　源	浄水場構内　口径400m/m 深さ 77m 2,000 m³/日取水
	第　８　水　源	里町証文山地内口径400m/m 深さ 90m 1,600 m³/日取水
	第　９　水　源	浜屋町北裏地内口径300m/m 深さ 92m 1,750 m³/日取水
	第 １ ０ 水 源	浄水場構内　口径400m/m 深さ120m 1,650 m³/日取水
	第 １ １ 水 源	浜屋町北裏地内口径400m/m 深さ100m 1,800 m³/日取水
	第 １ ５ 水 源	浄水場構内　口径400m/m 深さ172m 1,250 m³/日取水
	第 １ ６ 水 源	〃　口径400m/m 深さ220m 1,700 m³/日取水
	県　水　受　水	ＲＣ造　54,700 m³/日受水（計画）
浄水施設	着　　水　　井	ＲＣ造
	微量有機塩素化合物除去装置	充填塔・円筒立型　２基、送風機・ターボファン　２台 処理能力　11,750 m³/日
	薬 品 混 和 池	ＲＣ造
	ろ 過 ポ ン プ	片吸込渦巻ポンプ　５台
	急 速 ろ 過 機	鋼製タンク形　４基　処理能力　3,500 m³/日・基
	県 水 受 水 池	ＲＣ造
配水施設	配　　水　　池	ＲＣ造　1,700m³ ２池、3,000 m³ ２池、9,000 m³ ２池 緊急遮断弁　２基
	配 水 ポ ン プ	両吸込渦巻ポンプ　６台
排水処理施　　設	濃　　縮　　槽	ＲＣ造　２槽
	天 日 乾 燥 床	ＲＣ造　４床（408㎡）
非常用電源 施 設	非 常 用 発 電 機	ディーゼル発電機　１基、ガスタービン発電機　１基
操作施設	中 央 管 理 室	大型監視盤、操作卓、CRT 北部・南部浄水場及び中部配水場運転監視

「北部浄水場処理フロー」

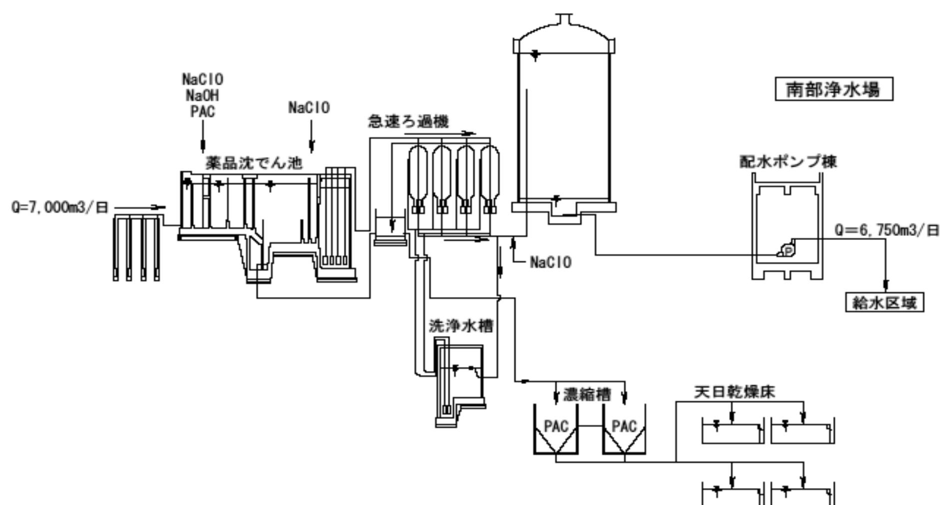


2　南部浄水場　　安城市和泉町東山４０番地（遠方運転監視）

［施設能力　６，７５０m^3/日］

種　　別	設備等名称	規　　　　模
土　　地	敷　　　地	8,651㎡
建　　物	電気棟兼薬注棟	ＲＣ造一部鉄骨造　200㎡
	旧電気室	ＲＣ造　99㎡
	ポンプ棟	ＲＣ造二階建　769㎡
取水施設	第１２水源	浄水場構内　口径400m/m 深さ110m 1,750㎥/日取水
	第１３水源	〃　口径300m/m 深さ110m 1,750㎥/日取水
	第１４水源	和泉町東山地内口径250m/m 深さ109m 1,750㎥/日取水
	第１７水源	浄水場構内　口径400m/m 深さ220m 1,750㎥/日取水
浄水施設	着　水　井	ＲＣ造　１井
	薬品混和池	ＲＣ造　１池　スイオーミキサー　１台
	フロック形成池	ＲＣ造　２池２系列　フロキュレーター２連２基
	沈　澱　池	ＲＣ造　１池２系列　傾斜版・掻寄機　各２台
	ろ過ポンプ井	ＲＣ造　１井　水中ポンプ　３台
	急速ろ過機	鋼製タンク形　４基　処理能力　2,000㎥/日・基
	洗浄水槽	ＲＣ造　１池　水中ﾎﾟﾝﾌﾟ(逆洗、表洗用)　各２台
配水施設	配　水　池	ＰＣ造　5,000㎥ １池（緊急遮断弁）
	配水ポンプ	両吸込渦巻ポンプ　３台
排水処理施設	濃　縮　槽 天日乾燥床	ＲＣ造　２槽 ＲＣ造　８床　648㎡
非常用電源施設	非常用発電機	パッケージ型ディーゼル発電機　１基

「南部浄水場処理フロー」



3　中部配水場　　　安城市東新町１番地１（遠方運転監視）

［施設能力　１７，９００m³/日］

種　　別	設 備 等 名 称	規　　　　模
土　　地	敷　　　　地	10,271㎡
建　　物	ﾎﾟﾝﾌﾟ室兼電気室	ＲＣ造　300㎡
	発　電　機　棟	ＲＣ造　106㎡
	県 水 受 水 棟	ＲＣ造　101㎡
受水施設	受水池兼配水池	ＳＵＳ造　17,900m³/日受水（計画） 4,790m³ １池（緊急遮断弁）
配水施設	配　　水　　池	ＰＣ造　4,790m³ ２池（緊急遮断弁）
	配 水 ポ ン プ	両吸込渦巻ポンプ　４台
非常用電源施設	非常用発電機	パッケージ型ディーゼル発電機　１基
水力発電施設	中部配水場発電所	インライン型発電機　最大出力 46KW

「中部配水場処理フロー」

